

別記

要 求 事 項

- 1. 銀物仕事ノ數出ル迄定備給ヲ支拂フコト
- 2. 請員仕事ノ單價ハ前以テ明示スルコト
- 3. 今後給料支拂ヲ毎月二回トスルコト
- 4. 固定給料ノ割合ハ全二回五分也
- 5. 但し最低額ハ全二回五分也
- 6. 使用工具一切工場主側ヲモツコト
- 7. 健康保険掛金ヲ工場主側ノ金額負担スルコト
- 8. 工場法ヲ即時適用スルコト
- 9. 健康ヲ即時解体シ掛金返戻スルコト
- 10. 衛生設備ヲ完全ニスルコト
 - (1) 食堂服衣等ノ設置
 - (2) 洗面所便所ノ設備
- 11. 退職手當ヲ制定スルコト
 - (1) 在任半年以上半年ヲ増ス毎三分金ヲ加算
 - (2) 在任一年以上在任半年未満ノモノニハ五分
- 12. 年終中日後ヲ支拂フコト
- 13. 年終後引ヲ支拂フコト
- 14. 年終後引ヲ支拂フコト
- 15. 年終後引ヲ支拂フコト

(以上)